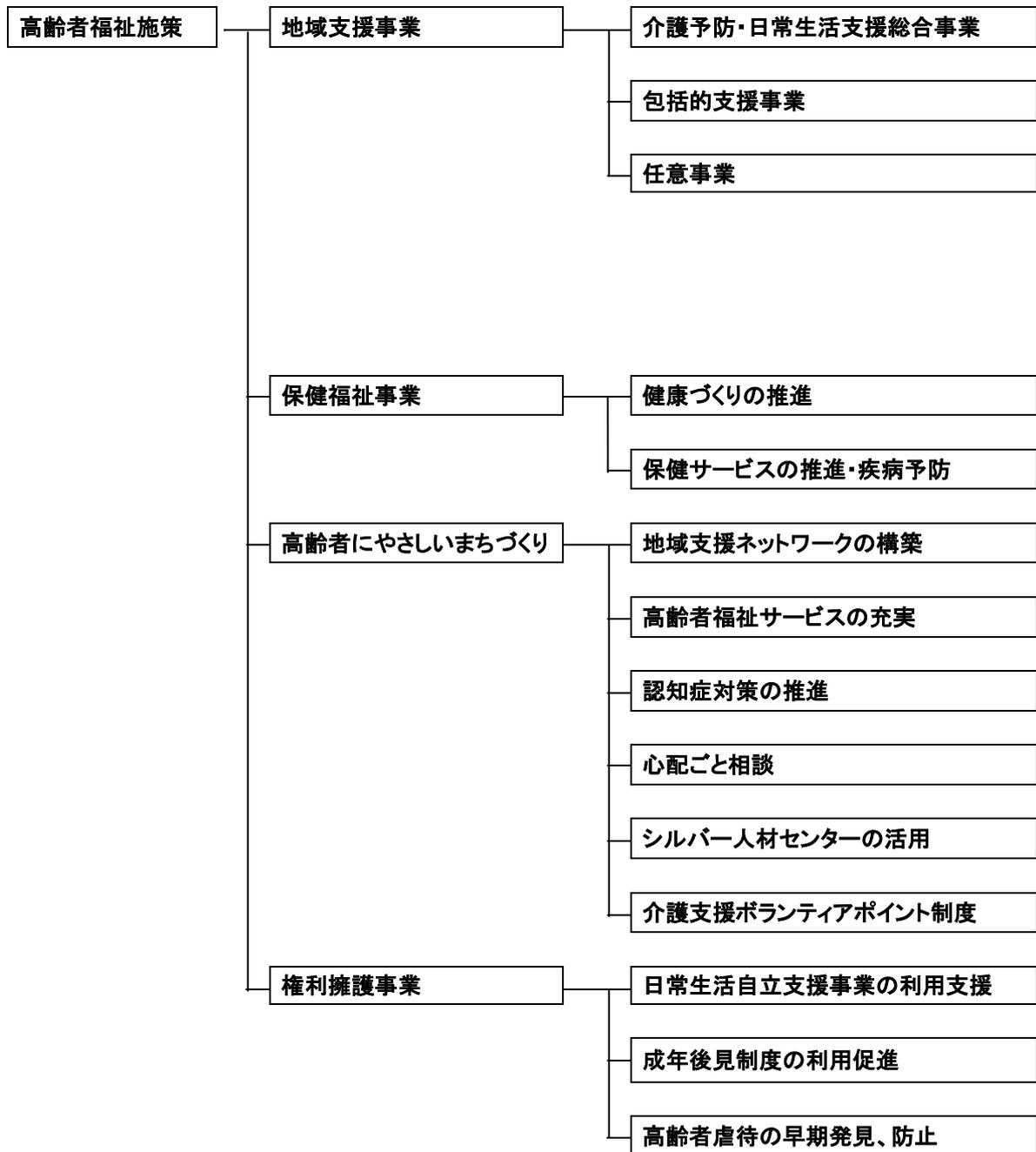


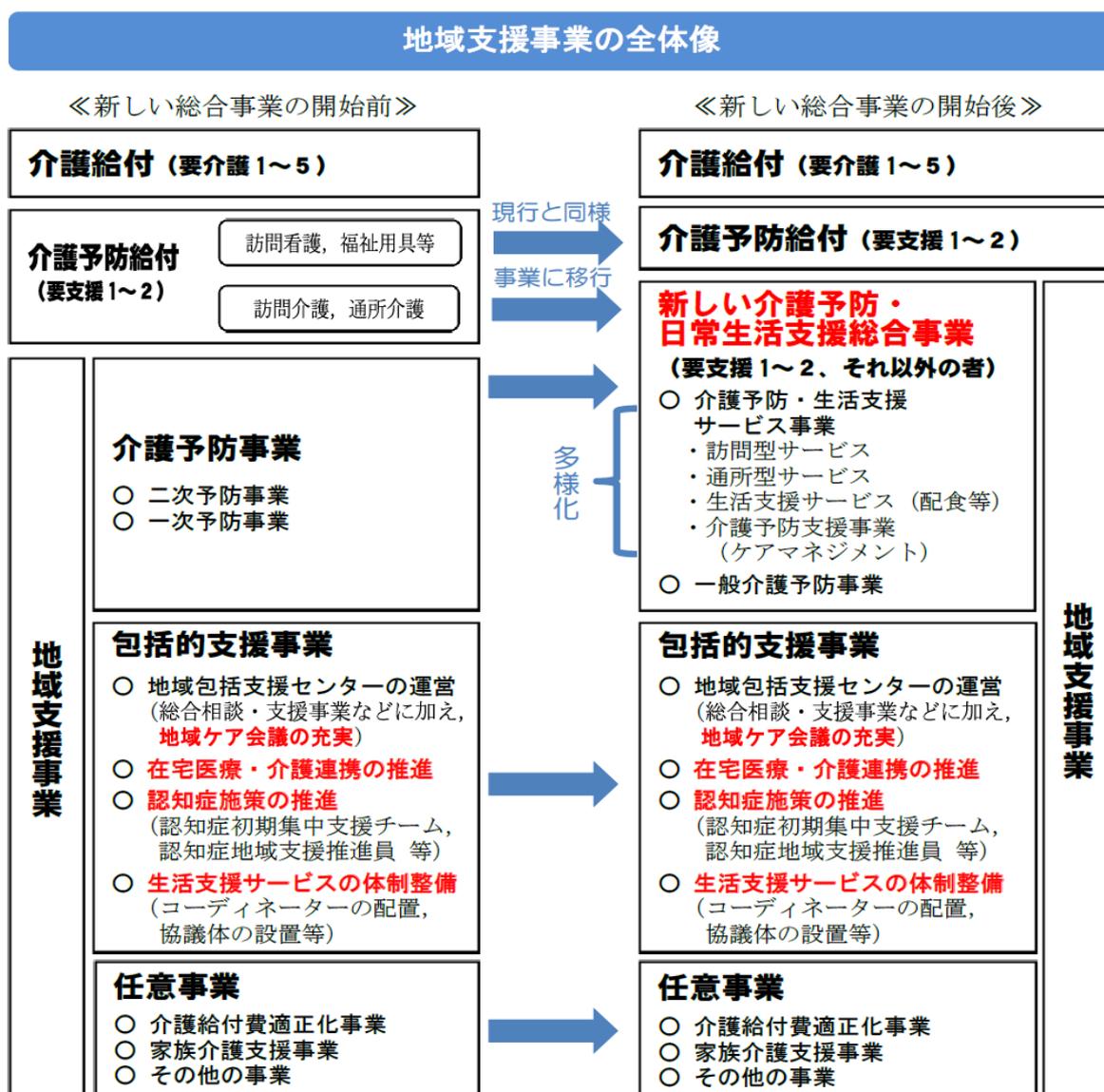
# 1. 施策の体制



## 2. 地域支援事業

第5期計画における地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を実施することにより、要支援・要介護状態となることを予防すると共に、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としていました。

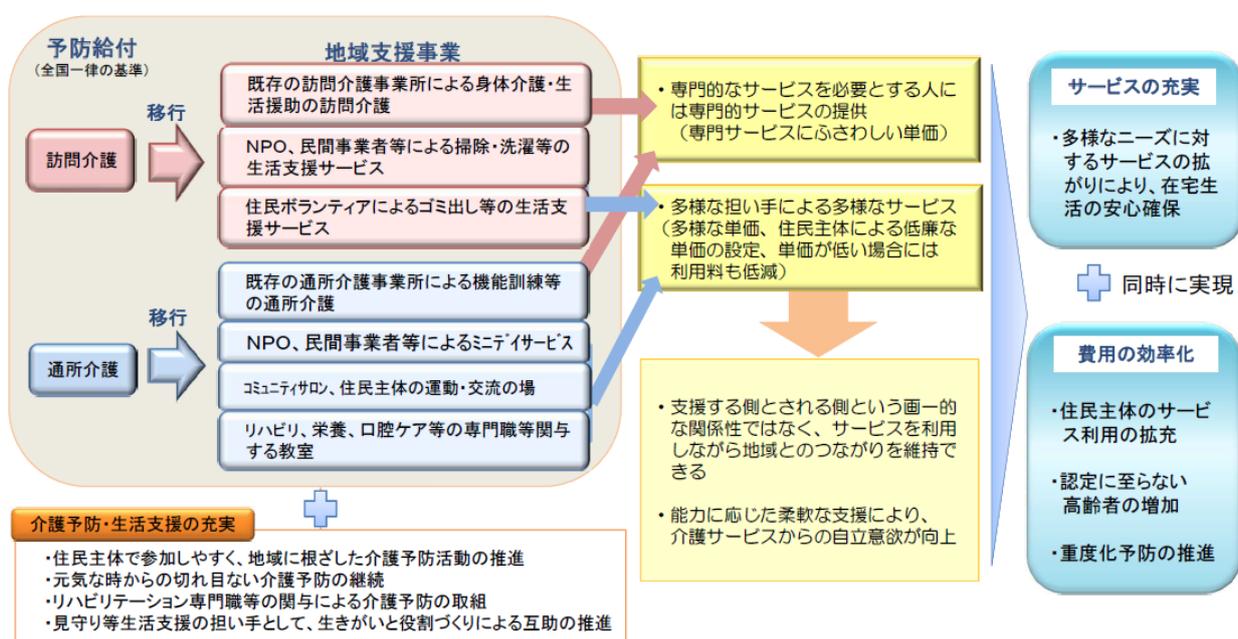
第6期計画では、介護予防給付の訪問介護と通所介護の移行に合わせ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施するほか、在宅医療・介護連携の推進等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。



## (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

### ①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。町は、平成29年4月から総合事業を開始します。



### (ア) 訪問型サービス

要支援認定者、および基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象に、訪問介護員や保健師等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して、必要な相談・指導等、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

### (イ) 通所型サービス

要支援認定者、および基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象に、「運動器の機能向上プログラム」、「口腔機能向上プログラム」、「栄養改善プログラム」の、3種類の複合型の通所型サービス事業を実施していきます。

#### ■実施状況と目標

・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上（複合プログラムで実施）

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 実施回数     | 51       | 51       | 51       | 55       | 60       | 65       |
| 参加人数(延べ) | 620      | 870      | 837      | 850      | 900      | 950      |

#### ■実施状況と目標

・閉じこもり予防

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 実施回数     | 95       | 96       | 50       | 60       | 70       | 80       |
| 参加人数(延べ) | 95       | 96       | 50       | 60       | 70       | 80       |

<保健センターを会場に実施している「はつらつ教室」（運動器の機能の向上）>



#### **(ウ) 生活支援サービス**

「要支援者」と「非該当（自立）」を行き来する高齢者等を対象に、利用者の状態や意向を踏まえて、介護予防と配食や見守り等の生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。提供にあたっては、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施することとなります。

#### **(エ) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）**

利用者本位のサービス提供に向け、総合的な相談窓口として地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行い、ケアマネジメントの強化等一層の質の向上を図ります。

## ②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や認定者を分け隔てなく、全ての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

そこで、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくり等の高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直します。

### (ア) 介護予防事業対象者把握事業

基本チェックリストや、保健師等の訪問活動による実態把握、主治医や民生委員等からの情報によって、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、地域介護予防支援事業等で重点的に対応していきます。

### (イ) 介護予防普及啓発事業

高齢者の生活機能の維持・向上に向けた取り組みを普及させるため、介護予防教室の実施やパンフレットの配布、広報への掲載等を実施します。

また、介護予防推進員が地区に出向いて行う「出張予防教室」を各地区社会福祉協議会、民生委員と連携を図りながら普及・啓発を図ります。

## ■実施状況と目標

### ・けんこう運動教室

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 実施回数     | 60       | 138      | 224      | 230      | 240      | 250      |
| 参加人数(延べ) | 1,577    | 2,142    | 2,600    | 2,700    | 2,800    | 2,900    |

### (ウ) 地域介護予防活動支援事業

自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、各地区社会福祉協議会に補助し、介護予防のための活動の推進を図ります。

#### ■実施状況と目標

##### ・敬老のつどい

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 実施回数     | 33       | 28       | 30       | 35       | 40       | 45       |
| 参加人数(延べ) | 1,427    | 1,366    | 1,500    | 1,550    | 1,600    | 1,650    |

#### <地区社会福祉協議会 敬老のつどい>



### (エ) 介護支援ボランティアポイント事業

町では平成 27 年度より、高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する介護支援ボランティアポイント事業を実施します。これにより高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

### (オ) 介護予防事業評価事業

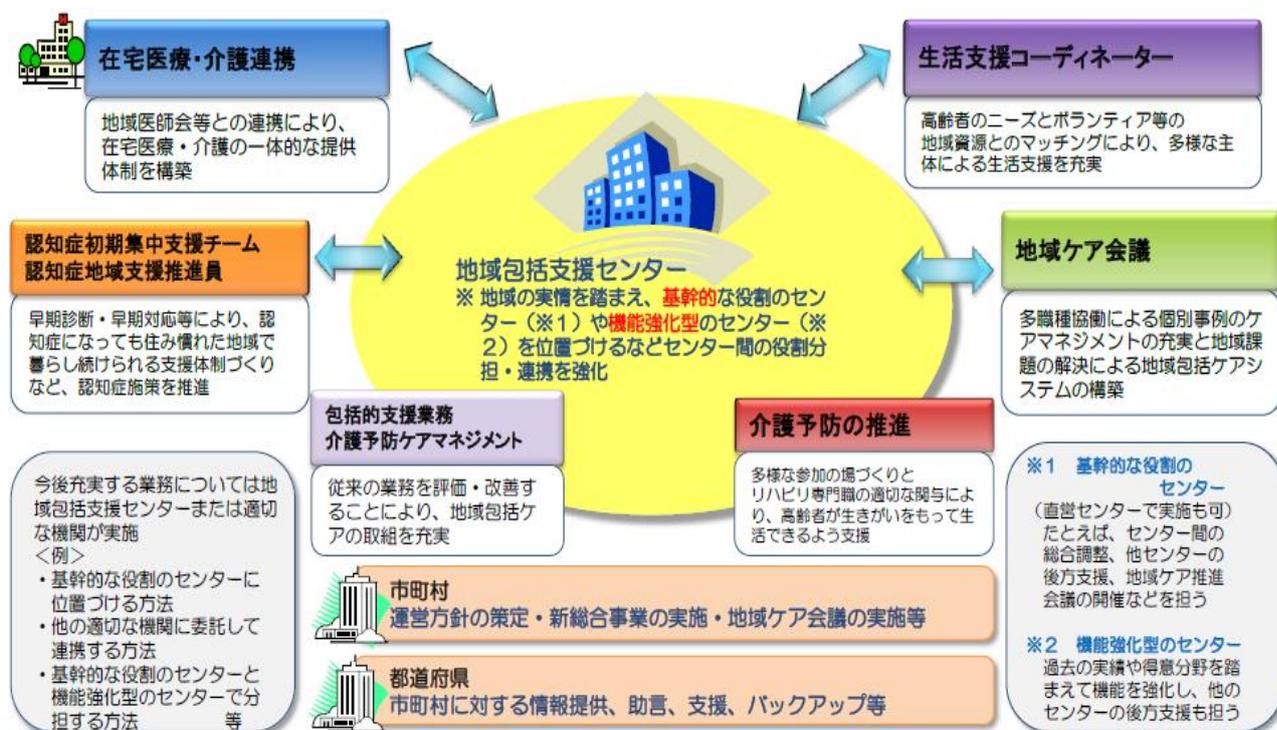
事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的なサービス提供につなげていきます。

## (2) 包括的支援事業

### ① 地域包括支援センターの強化

地域包括支援センターの運営については、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を送るために介護・医療・福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、虐待の防止を含む権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業を行ってきました。

今後、既存の運営に地域ケア会議の充実を加え、さらに在宅医療・介護連携の推進、認知施策の推進、生活支援サービスの体制整備に加えて、より充実した地域包括ケアシステムの構築等に努めるとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。



### (ア) 介護予防ケアマネジメント事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業対象者を対象にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において効果の評価（アセスメント）を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減及び悪化防止のためのマネジメントを行います。

### (イ) 総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者の心身の状況および家庭環境等についての実態把握に努めながら、介護保険サービスにとどまらないさまざまなサービスについての情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

また、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が不十分な高齢者への相談及び成年後見制度が必要な場合の申立て支援など、権利擁護の観点から対応が必要な高齢者を支援します。

### ■総合相談対応実績と見込み

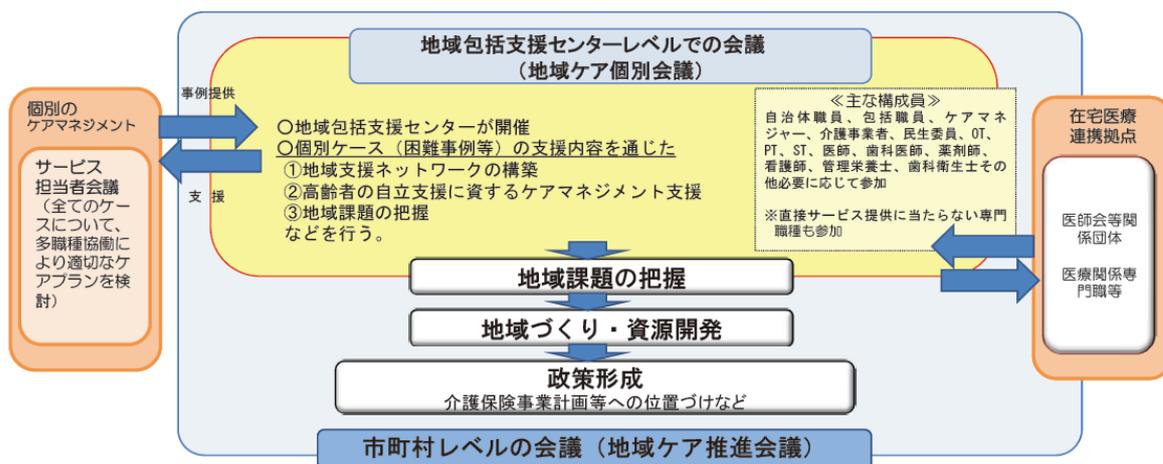
|      | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 家庭訪問 | 424      | 371      | 370      | 375      | 380      | 385      |
| 面 接  | 327      | 362      | 190      | 190      | 190      | 190      |
| 電 話  | 466      | 354      | 320      | 325      | 330      | 335      |
| 連絡調整 | 161      | 128      | 150      | 150      | 150      | 150      |
| 合 計  | 1,378    | 1,215    | 1,030    | 1,040    | 1,050    | 1,060    |

### (ウ) 包括的・継続的マネジメント支援事業

地域で活動するケアマネージャーの資質向上等の支援を行うため、相談窓口として困難事例への指導・助言等の実施、スキルアップのための勉強会を開催しています。また、保健・医療・福祉等の関係機関及び地域との連携を通じて包括的かつ継続的なケア体制の構築に努めます。

## (エ) 地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである、更に取り組みを進める必要性があります。具体的には、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させていきます。





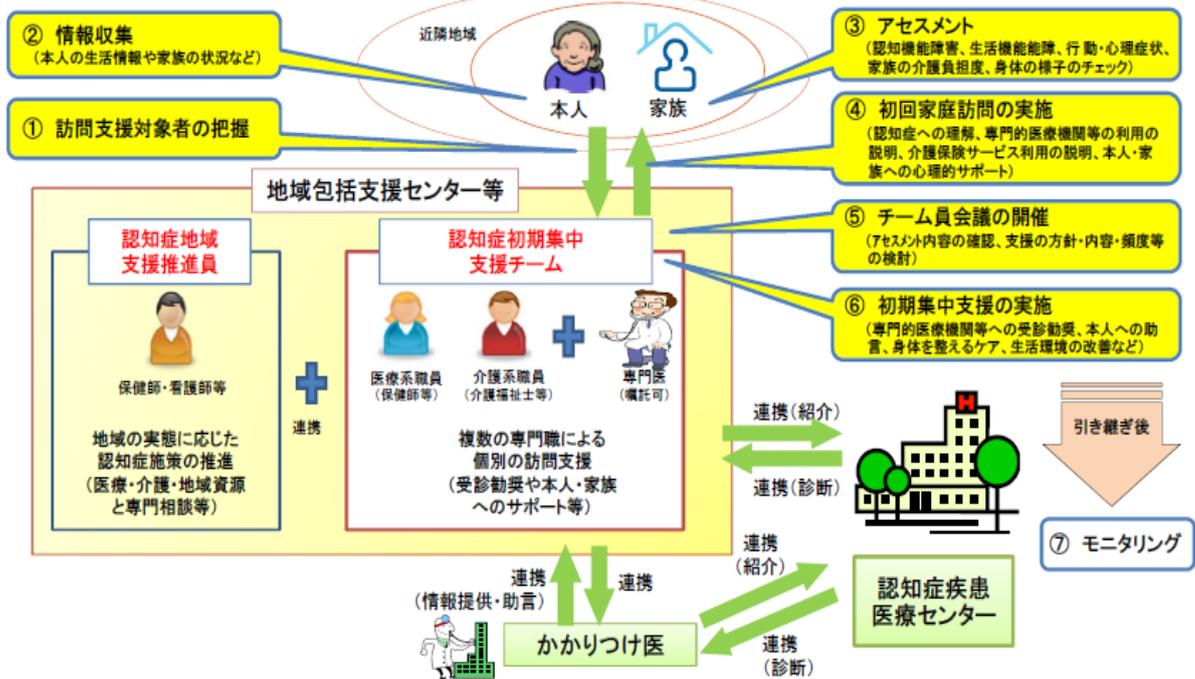
### ③認知症施策の推進

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。

この実現の為、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでのケアの流れを変え、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置く、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを基本目標とします。

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。  
(個別の訪問支援)
- 認知症地域支援推進員** —認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。  
(専任の連携支援・相談等)



### (3) 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を実施します。

#### ①介護給付費適正化事業

認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、サービス提供体制及び介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し、介護給付の適正化を進めています。

#### ②家族介護支援事業

寝たきりや認知症の高齢者を抱え、介護サービスを利用せず在宅で介護している家族に対して年額 10 万円を支給しています。

また、高齢者等を介護している家族介護者相互の交流を通じて、より適切な介護方法を学ぶとともに、精神的な不安の解消を図ります。

#### ③紙おむつ購入費助成事業

要介護 3 以上の認定を受けている人を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ購入費に要する費用の一部を助成する事で、費用負担の軽減を図ります。

#### ④その他事業

##### (ア) 住宅改修支援事業

居宅介護支援事業者等が居宅介護支援の提供を受けられない要介護者等に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合に、町が居宅介護支事業者等に助成金を支払うことで、適正な運営を確保します。

##### (イ) 高齢者安全安心見守り事業

65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安の解消を図ります。

#### **(ウ) 生活管理指導事業**

高齢者を介護している家族が、緊急の理由で居宅における介護ができない場合に、当該高齢者を一時的に介護老人施設に保護し、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

#### **(エ) 成年後見制度利用支援事業**

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うときに、不利益を被らないよう支援します。

成年後見制度を利用する際に親族等の援助を受けられない人には、町長が当該制度の申立てを行い、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行うことで当該高齢者の福祉の向上を図ります。

### 3. 保健福祉事業

#### (1) 健康づくりの推進

高齢期をいきいきと暮らすためには、介護予防とあわせて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。

今後も、高齢者が自主的に健康づくりや介護予防等に取り組めるよう、各種検診や健康相談、健康教育等を行うほか、高齢者等が集まる様々な機会を通して健康づくりに対する意識啓発を強化していきます。

#### (2) 保健サービスの推進・疾病予防

##### ①健康診査

##### (ア)特定健康診査（40歳から74歳の方）

40歳から74歳の一宮町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施しています。受診率は増加傾向にあります。今後も未受診者への受診勧奨や、検診の結果、特定保健指導が必要になった方への指導を実施していきます。

#### ■実施状況と目標

| 特定健康診査  | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 受診率 (%) | 40.6   | 40.2   | 42.4   | 50.0   | 50.0   | 50.0   |

##### (イ)特定保健指導（40歳から74歳の方）

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある方を対象に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施していきます。

#### ■実施状況と目標

|                    | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 実施率<br>(積極的支援)(%)  | 20.3   | 25.0   | 60.3   | 60.0   | 60.0   | 60.0   |
| 実施率<br>(動機付け支援)(%) | 60.8   | 55.0   | 73.5   | 70.0   | 70.0   | 70.0   |

### (イ)後期高齢者健康診査（75歳以上の方）

後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、75歳以上の方を対象に健康診査を実施しています。

今後も、生活習慣病等の早期発見による医療費の適正化や介護予防につなげるため、引き続き健康診査を実施します。

#### ■実施状況と目標

|         | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 対象者数（人） | 1,774    | 1,772    | 1,819    | 1,870    | 1,920    | 1,970    |
| 受診者数（人） | 371      | 393      | 426      | 468      | 480      | 493      |
| 受診率（％）  | 20.9     | 22.2     | 23.4     | 25.0     | 25.0     | 25.0     |

## (ウ)がん検診

早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、胃がん、大腸がん、肺がん（40歳以上）、前立腺がん（50歳以上の男性）、子宮がん（20歳以上の女性）、乳がん（30歳以上の女性）の検診を実施しています。

今後も、受診しやすい環境づくりをめざし、新規受診者の拡大に努めます。また、精密検査の受診率の向上を図ります。

### ■実施状況

|                |        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|--------|----------|----------|----------|
| 胃がん            | 対象者（人） | 3,959    | 4,052    | 4,061    |
|                | 受診者（人） | 804      | 842      | 796      |
|                | 受診率（％） | 20.3     | 20.8     | 19.6     |
| 子宮がん           | 対象者（人） | 2,537    | 2,641    | 2,798    |
|                | 受診者（人） | 1,277    | 1,341    | 1,307    |
|                | 受診率（％） | 50.3     | 50.8     | 46.7     |
| 乳がん            | 対象者（人） | 2,537    | 2,641    | 2,798    |
|                | 受診者（人） | 1,277    | 1,341    | 1,307    |
|                | 受診率（％） | 50.3     | 50.8     | 46.7     |
| 大腸がん           | 対象者（人） | 3,959    | 4,052    | 4,061    |
|                | 受診者（人） | 1,330    | 1,477    | 1,620    |
|                | 受診率（％） | 33.6     | 36.5     | 39.9     |
| 前立腺がん          | 対象者（人） | 1,432    | 1,460    | 1,462    |
|                | 受診者（人） | 591      | 612      | 688      |
|                | 受診率（％） | 41.3     | 41.9     | 47.1     |
| 結核検診           | 対象者（人） | 1,768    | 1,876    | 1,903    |
|                | 受診者（人） | 1,114    | 1,201    | 1,264    |
|                | 受診率（％） | 63.0     | 64.0     | 66.4     |
| 肺がん<br>（レントゲン） | 対象者（人） | 2,191    | 2,176    | 2,158    |
|                | 受診者（人） | 1,114    | 1,201    | 1,264    |
|                | 受診率（％） | 50.8     | 55.2     | 58.6     |
| 肺がん<br>（喀痰）    | 対象者（人） | 3,959    | 4,052    | 4,061    |
|                | 受診者（人） | 179      | 164      | 176      |
|                | 受診率（％） | 4.5      | 4.0      | 4.3      |

### (エ) 骨粗しょう症予防検診

20歳～70歳までの5歳きざみの女性を対象に骨密度測定を実施します。

検診終了後、要指導者に対して個別に日常生活指導を実施し、骨粗しょう症の予防に努めます。

#### ■実施状況と目標

|         | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 対象者数(人) | 469    | 464    | 231    | 300    | 350    | 400    |
| 受診者数(人) | 181    | 199    | 146    | 195    | 227    | 260    |
| 受診率(%)  | 38.6   | 42.9   | 63.2   | 65.0   | 65.0   | 65.0   |

### ②健康教育

生活習慣病の予防や健康増進のための、壮年期に対して健康に関する正しい知識の普及と生活習慣の改善を図ります。

なお、65歳以上の人については、地域支援事業の中で介護予防事業として実施していきます。

#### ■実施状況と目標

|          | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 参加人数(延べ) | 713    | 443    | 600    | 650    | 700    | 750    |

### ③訪問指導

各種検(健)診の結果、要指導者や生活習慣の予防において指導が必要と思われる者に対して訪問指導を実施します。

関係機関との連携を強化し、必要に応じ合同訪問を行い生活支援を行います。

#### ④在宅訪問歯科保健事業

65歳以上で寝たきりの人や障害等で外出困難な人を対象に、歯科医師による訪問健康診査を引き続き実施します。

##### ■実施状況と目標

|                | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 成人歯科相談         | 13     | 12     | 12     | 15     | 18     | 20     |
| 在宅訪問歯科保健事業受診者数 | 4      | 1      | 4      | 4      | 5      | 6      |

#### ⑤高齢者インフルエンザ予防接種

65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓や、腎臓、呼吸器の機能等の障害、または免疫機能に障害のある人で、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人（障害者手帳1級相当）に対し、今後も重症化防止のため実施していきます。

##### ■実施状況と目標

|         | 現状     |        |        | 目標     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 対象者数（人） | 3,429  | 3,582  | 3,807  | 3,797  | 3,855  | 3,901  |
| 受診者数（人） | 2,159  | 2,233  | 2,475  | 2,468  | 2,506  | 2,536  |
| 受診率（%）  | 63.0   | 62.3   | 65.0   | 65.0   | 65.0   | 65.0   |

#### ⑥食生活改善推進員活動事業

食生活改善推進員が中心となり、さまざまな関係機関や地域活動団体と連携しながら、地域住民に対し、生活習慣病、高齢者の低栄養等の予防を地区組織活動を通して「食」による健康づくりの普及啓発に努めます。

## 4. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が要支援・要介護状態になっても、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制の整備を進め、住みたい場所で安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

### (1) 地域支援ネットワークの構築

町内において活動を行う民間事業者等と協定し、事業者等が日々の業務の中で住民の日常生活での異常と思われる状況を発見した場合に、町へ連絡する体制の整備を促進し、連携した対応を図ることにより、安全安心な生活ができる地域づくりを推進します。

### (2) 高齢者福祉サービスの充実

#### ①緊急通報装置設置事業

一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯及び重度身体障害者世帯に対し、緊急時の対応や安否確認等を図ることを目的に、緊急通報装置を貸与し、安心・安全な日常生活がおくれるよう支援します。

#### ■実施状況と目標

|         | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 設置数(延べ) | 480      | 468      | 470      | 475      | 480      | 485      |

#### ②外出支援事業（新にこにこサービス事業、福祉タクシー事業）

在宅の高齢者が通院や買い物等で外出する際、利用者の居宅から希望する町内目的地まで送迎サービスを行うことにより、生活の質の向上と自立を促し、高齢者を支援します。

また、要介護認定 3 以上の高齢者が福祉タクシーを利用した場合に料金の助成を行うことにより社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ります。

## ■実施状況と目標

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 登録者数(延べ) | 1,858    | 2,005    | 2,070    | 2,100    | 2,130    | 2,160    |

### ③高齢者ホームヘルプサービス事業

介護保険法の要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し軽易な家事援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要支援・要介護状態への進行を防止します。

### (3) 認知症対策の推進

高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域住民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援できるように支援します。

#### ①認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成します。

## ■実施状況と目標

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 受講者数(延べ) | 105      | 25       | 28       | 30       | 30       | 30       |

## ②認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族の方が、お互いの経験や悩みについて話し合える場を提供し、介護者の不安やストレスの軽減ができるよう支援します。また認知症に対する理解の促進に努めます。

### ■実施状況と目標

|          | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 参加者数(延べ) | 31       | 22       | 13       | 20       | 25       | 25       |

## (4) 心配ごと相談

高齢者の多様な相談ニーズに対応し身近に相談しやすい体制づくりの強化に努めていきます。

また、民生委員等各関連機関と連携して介護予防や生活支援サービスにおける取り組みを支援し、サービスの充実を図っていきます。

### ■実施状況と目標

|           | 現状       |          |          | 目標       |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 相談者人数(延べ) | 8        | 10       | 10       | 10       | 10       | 10       |

## (5) シルバー人材センターの活用

就労意欲のある高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就労の場を確保するよう努めるとともに、ボランティア活動をはじめ、地域の歴史・伝統文化の継承といった分野でも知識や技術などを地域に還元できるよう環境整備を進めます。

高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献できるようシルバー人材センターの機能の充実を図ります。

## **(6) 介護支援ボランティアポイント制度**

高齢者がポイントを貯めることを楽しみながらボランティア活動を行うことで、積極的に社会参加し、地域貢献することを推奨するとともに、高齢者自身の自発的な介護予防を推進します。

## **5. 権利擁護事業**

町では、平成 23 年度に茂原警察署管内高齢者ネットワークを構築しこれにより、警察署から高齢者に関する防犯情報、犯罪統計等の情報を定期的に受け、広報等により周知を図ります。また、高齢者虐待等の情報を警察と共有し、必要により関係機関と連携して対応を図ることで、高齢者の安全安心な生活を支援します。今後は、さらなる普及・啓発活動の強化や、相談体制の確立に努めていきます。

### **(1) 日常生活自立支援事業の利用支援**

日常生活の判断状況に不安のある高齢者等でも、安心して地域で生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援を行います。

### **(2) 成年後見制度の利用促進**

認知症等の判断能力が不十分な高齢者等が悪徳商法等により財産を失ってしまうといった問題が増加している中、高齢者がどのような状態になっても安心して生活ができるように、高齢者の権利を守り財産侵害等を防止していきます。当該制度利用にあたり、親族等の援助を受けられない人には、町長が申立てを行います。また、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行います。

### **(3) 高齢者虐待の早期発見、防止**

地域におけるさまざまな機関とのネットワークを構築し、連携を密にすることで虐待の早期発見、防止を図ります。緊急の場合には、必要に応じて老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して高齢者を守ります。

また、家族の介護負担やストレスを軽減するため、サービスの紹介や情報提供を通じて、介護者の支援も図ります。